

【別添 1】（原木市場の作成例）

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇 事 業 者
平成 年 月 日作成

本方針書は、三重県木材組合連合会が制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年9月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社が出荷者から委託を受け販売する原木の取り扱いにあたって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木材又は一般木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 素材生産業者等から出荷された木材は、出荷者から交付された証明書により間伐材等由来の木材か一般木材であるかを確認する。証明書のない場合はそれ以外の木材とする。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木材、一般木材及びそれ以外の木材の3種類が混在しないように管理する。
- ・ 間伐材等由来の木材又は一般木材の出荷に当たっては、原木の出荷者から提出された証明書の写しに自社で証明を追記し、証明書として出荷先に交付する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木材、一般木材及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木材又は一般木材の入出荷及び在庫に関する情報が把握で

- きるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

注)

原木市場が立木を買い取って伐採し市売りする場合は、その旨適用範囲に追記し、分別管理にその項目を追加する。